

都城工業高等専門学校ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー募集要項

都城工業高等専門学校は、「都城工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則」（令和8年6月1日制定）に基づき、以下のとおり本校の保有施設等に対するネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーを募集します。

1. 目的

本校がネーミングライツ事業者又は広告事業者に命名権又は広告を掲載する権利（以下「命名権等」という。）を付与し、命名権等を付与された事業者（ネーミングライツ・パートナー、広告パートナー）からその対価（ネーミングライツ料、広告料）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てることを目的としています。

2. 募集種別

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの募集は、下記により行います。

(1) ネーミングライツ・パートナー

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を締結するものです。

対象施設、その他詳細は、別添資料をご参照ください。

(2) 広告パートナー

本校内に設置されたディスプレイを利用したデジタルサイネージによる広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を締結するものです。詳しくは、別添資料をご参照ください。

3. 募集の概要

以下の募集の概要は、(1) ②に定めるものを除き、ネーミングライツ・パートナー、広告パートナーともに共通です。

(1) 契約の条件

① 契約の期間

原則3年以上とします。

② ネーミングライツ料及び広告料（年間契約額、消費税及び地方消費税は別途。）

A) ネーミングライツ・パートナー

別に定める目安額（別添資料参照）によります。

なお、目安額は本校としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

B) 広告パートナー

別に定める定額（別添資料参照）によります。

③ 契約の更新

契約は、契約条件を含め、双方協議の上、更新することができます。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下、「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされているもの
- ④ 社会問題を起こしているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項の規定による貸金業を行うもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和 25 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ 前各号によるもののほか、本校のネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

(3) 命名権等の付与

- ① 愛称、サイン、広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及び PR 等の表示を含む。）の掲示は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高専施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・高専の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利または財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122

号) 第2条に規定する営業に関するもの

- ・貸金業(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
 - ・酒の広告や飲酒を促すもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ・個人の名刺広告に関するもの
 - ・その他表記する愛称及び広告として、本校が適当でないと認めるもの
- ③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ 混乱を避けるため、契約期間中の愛称等の変更は原則として認められません。
- ⑤ 本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、本校は、利用者に対して愛称等の使用を義務付けるものではありません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは、愛称の設定の他、施設等にサイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を設置することができます。
- ② 広告パートナーは、本校内に設置された屋内・屋外ディスプレイを利用したデジタルサイネージによる広告(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を掲示することができます。
- ③ 本校は、本校の広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。
- ④ ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー自らがネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーであることをPRすることができます。
- ⑤ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご留意ください。
- ② 契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご留意ください。
- ③ サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置にあたっては、デザイン、寸法、材質、設置場所及び設置日時等について、教育環境及び施設の用途への配慮が必要なため、事前に本校との協議を行うものとします。協議の結果、内容の変更又は設置方法の調整をお願いする場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設の構造上の理由により、一定の制限が生じる場合がありますので、あらかじめご了承

承願います。

- ④ 契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥ サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

随時受け付けるものとします。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書（別紙様式第1号）
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦ サイン及び広告の原案図、設計図
- ⑧ 広告内容の概略（様式任意）【広告事業：デジタルサイネージの場合】

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、本校ネーミングライツ選定委員会において、応募の趣旨、愛称、サイン、広告、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーを選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。また、応募の内容によっては、不適当とする場合もあります。

○資格要件及び選定基準

区分	選定項目	要件・基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	応募資格を満たしているか。	適・否
		過去に重大な事故または不誠実な行為を行っていないか。	適・否
		経営基盤が安定しているか。	適・否
選定基準	愛称等	親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。	適・否
		施設のイメージを損なうおそれがないか。	適・否
		対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか。	適・否
	ネーミング ライツ料	本校の財政的な観点から、より高額なものを高評価とする。	金額
	サイン・広 告の設置	技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。	適・否
		教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。	適・否
		政府の示す「就職・採用活動に関する要請」に抵触していないか。	適・否
判定	契約期間	サイン及び広告が適切に施工されるように計画されているか。	適・否
		愛称の定着や本校教育を支援する観点から、より期間が長いものを高評価とする。	年数
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は応募者に通知します。また、本校ホームページ等で公表します。

(10) 申込書の提出先及び問い合わせ先

都城工業高等専門学校総務課総務企画係

〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町 473 番地の 1

電 話 0986-47-1105

E-mail shomu (送信の際は「@jim.miyakonojo-nct.ac.jp」を付けてください。)

※ 本件に関するご質問、施設見学は随時受け付けておりますので、上記宛てご連絡ください。お申込みがありましたら、メールや電話等で当方からご連絡させていただきます。

【別添資料】

1. ネーミングライツ・パートナー対象施設

No.	名 称	概 要	写 真	希望ネーミングライツ料(年 額)
1	多目的ホール (231 m ²)	・200 名が一度に受講できる多目的ホール。 ・プロジェクターとスクリーン、音響設備を設置し、授業や学校行事、講演会等に利用。		500,000 円
2	コミュニティスペース (40 m ²)	・学生および教職員が利用できる自動販売機が設置されており、休憩スペースとしても活用されている。		300,000 円
3	楽信館 (816 m ²)	・72 名収容可能な食堂を併設 ・学生・教職員の研修、保健管理・カウンセリング、文化・体育系学生のミーティング等、課外活動の場やコミュニケーションの場として利用。		300,000 円
4	学生寮 (高千穂寮) (8,758 m ²) (食堂 324 m ²)	・共同生活を通じて人間形成を助長し本校の教育理念及び教育目的達成に資するため学寮が設けられている。 ・国際寮(ユニットタイプ) 個室、二人部屋、ラーニングスペース、食堂配置。		全棟 2,000,000 円 食堂のみ 500,000 円
5	図書館 (1,642 m ²)	・約 67,000 冊の図書や雑誌等を所蔵。 ・グループ学習室やメディアホールギャラリーを設置。		500,000 円
6	起業家工房 A (95 m ²) 起業家工房 B (95 m ²)	・スタートアップ人財の育成、「未来創造力」を育むエンジニアリング教育の推進を図るために設置し、地域連携(課題解決)、社会実装に係る学生教育・活動に利用。		各工房 300,000 円
7	体育館 「第一体育館」 (1,023 m ²) 「第二体育館」 (880 m ²)	・授業や学校行事、クラブ活動(バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、卓球、バドミントンなど) 各種の屋内競技等に利用。		各館 300,000 円
8	野球場 (8,000 m ²) 運動場 (14,000 m ²)	・授業や学校行事、クラブ活動(野球・サッカー・ラグビー・陸上競技など) で利用。		300,000 円
9	機械工学科・物質工学科 4 年生教室 (80 m ² ~90 m ²)	・4 年生を対象とした座学を中心に使用されている教室であり、ホームルームも行われる。 ・就職活動は 4 年生から本格的に始まるため、進路指導や関連説明にも使用。		各教室 500,000 円

2. 広告パートナー

本校に設置したデジタルサイネージ（屋外・屋内）を活用し、企業広告の放映を行います。

2-1 募集内容

- ・ 広告枠：1 枠 15 秒または 30 秒（動画・静止画）
- ・ 年間広告料：30 秒：200,000 円（3 箇所セット）
15 秒：100,000 円（3 箇所セット）
- ・ 募集企業数：最大 20 社
- ・ 音声：なし

2-2 設置機器・放映日、放映時間および放映回数（目安）

(1) 屋外サイネージ

- ・ 設置機器：120 インチ大型デジタルサイネージ × 1 台
- ・ 設置場所：守衛室壁面
- ・ 放 映 日：平日（土日・祝日および学校閉庁日を除く。年間約 250 日）
- ・ 放映時間：7:45～18:45（約 11 時間）
- ・ 放映回数：30 回以上／日

(2) 屋内サイネージ

- ・ 設置機器：75 インチディスプレイ × 2 台
- ・ 設置場所：学生課横、図書館 1 階
- ・ 放 映 日：学生休業日（夏季・春季休業等）を除く平日（年間約 190 日）
- ・ 放映時間：約 5 時間（登校時・下校時および休憩時間、昼休み）
- ・ 放映回数：1 台あたり 20 回以上／日

2-3 放映方法

広告コンテンツと本校からの情報発信コンテンツを組み合わせて、ローテーション編成により放映します。

2-4 広告データ仕様

- ・ 画像比率：16：9（横：縦）
- ・ 画像サイズ：1920×1080 ピクセル
- ・ 形式：JPEG・JPE・MP4
- ・ ファイルサイズ：100MB 程度まで
- ・ 音声：なし

2-5 広告内容の変更

契約期間内において、広告データ（動画・静止画）の差し替えは可能とします。ただし、差し替え後の広告内容についても、本校の基準に基づき審査を行うものとします。

2-6 注意事項

- ・ 本校では、データの作成・編集・形式変更等には対応いたしかねます。
- ・ 本校の機器で表示できない場合や仕様に適合しない場合は、修正または再作成を依頼する場合があります。
- ・ 放映時間等は、学校行事その他本校の都合により変更となる場合があります。
- ・ 機器故障や停電等により、放映を中断する場合があります。